

## J S A F 海岸局 加入証明発行申請 手順

1. J S A F 海岸局加入申請書を記入。
2. 所属加盟団体へ、各費用を振込む。(非登録艇は、係留・陸置地最寄の所属加盟団体へ)  
(振込先は加盟団体毎に異なるので、それぞれのF A Xサービス等から入手)

**振込は、「艇名」と「セールNO .」でおこなって下さい。**

- (1) 加入証明発行手数料・・・ ¥ 3,000 -
- (2) 海岸局加入登録料 J S A F 登録艇は... ..無料。  
(継続時は不要\*) 非登録艇は... .. ¥ 10,000 -
- (3) 海岸局利用料# J S A F 登録艇は... .. ¥ 10,000 -  
非登録艇は... .. ¥ 50,000 -

(5年分一括前納、中途退会時には返却しません。)

合計 登録艇 ¥ 13,000 - 非登録艇 ¥ 63,000 -

(\*免許期間5年を経過後継続加入する、もしくは期間中の再申請時は、登録料は不要。  
つまり継続時は、登録艇13,000 -、非登録艇53,000 -となる。)

3. 「加入証明発行申請書」「加入証明発行申請/手数料振込 通知書」計2枚を、所属加盟団体の通信委員会へ提出。「振込通知書」には、金融機関の「振込利用明細コピー可」を貼付する。

4. 所属加盟団体は、J S A F へ「申請書本紙」を転送する。

J S A F 宛

〒150 0041 東京都渋谷区神南1-1-1 岸記念体育館

電話03 3481 2357 FAX03 3481 0414

5. J S A F では、申請受付後、加入証明を発行、申請書最下欄の送付先へ「加入証明書」が郵送される。申請者は、加入証明入手後、その他申請書類と共に各総合通信局へ開局申請を行う。(J S A F 海岸局全局との通信用VHFチャンネル CH71 と74を両方とも申請すること)

6. 船舶局免許が発行されされ、開局へ。

7. 「免許状コピー」を、J S A F へ郵送。

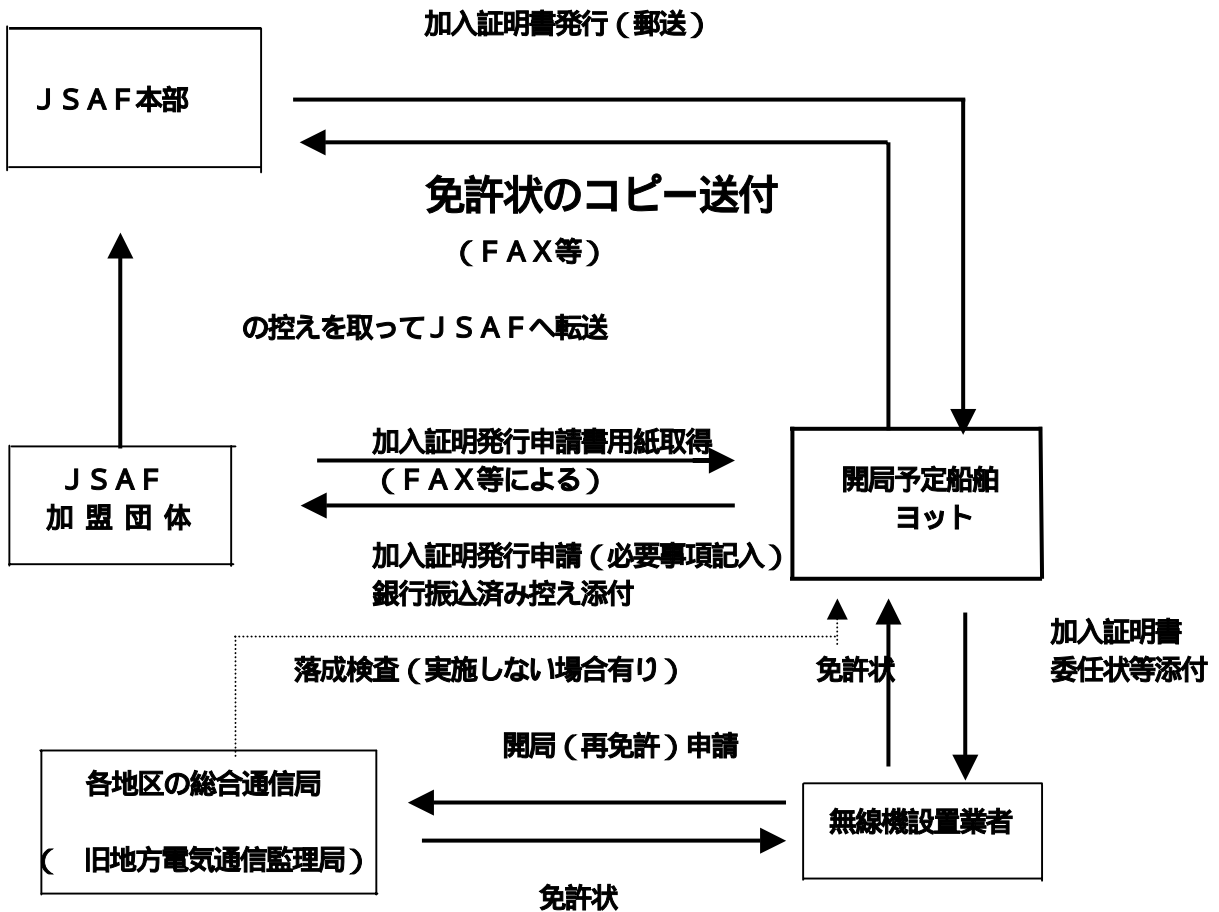
送付がないと、海岸局名簿への登録ができず、海岸局との通信に支障がでます。

8. 運用開始。

別資料通信の手引き「無線通信を有意義に使用いただくために」PDFファイル(121KB)を参考にして下さい。

## J S A F 海岸局加入及び開局・再免許手順図

加入期間は免許期間に同期して5年間（以降再加入・再免許手続きへ）



- \* 業者は無線機販売、設置工事、開局に必要な書類を作成し申請代行、検査代行等を行う。
- \* 再免許の場合は、書類申請のみ。
- \* 既開局艇の売却等による新所有者への無線局継承は可能です。（呼出名称は継承、所有者のみの変更）
- \* 既設船舶局を新艇へ移設することはできません。一度「廃局」を行い、新たに開設が必要です。（この場合前艇と同じ呼出名称は使えません）  
上記2項については、艇名と呼出名称の混乱が無いように注意願います。

**注：J S A F 海岸局への加入は免許状のコピーを J S A F に送付して完了します。**

(申請者 提出用)

**= 船舶局免許は有効期間5年です。継続運用する場合は手続きが必要です。 =**  
本紙は海岸局加入申請者が、加盟団体事務局への申込みの際にFAX送付状とするものです。

(Fax ) To : 加盟団体 \_\_\_\_\_ 通信委員会 御中  
( FAX : \_\_\_\_\_ )

振込は、「艇名」と「セールNO.」で行って下さい。

送 信 者 : \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_ 連絡先電話 : \_\_\_\_\_

申請 艇名 \_\_\_\_\_ セールNO. \_\_\_\_\_

### 加入証明発行申請 / 手数料振込 通知書

下記の通り、JSAF海岸局加入証明申請手数料他を払い込みましたので、金融機関振込み利用明細コピー、申請書と共に(FAX)提出しますので、加入証明発行をお願い致します。なお申請書紙は、JSAFへ転送戴きたく。また開局時に改めて「船舶局免許状コピー」を同所へ送付することお約束致します。

送金額 ;

加入証明発行手数料・.....・¥3,000-

海岸局加入登録料 JSAF登録艇は.....無料。

(継続時は不要\*) 非登録艇は.....¥10,000-

海岸局利用料 JSAF登録艇は.....¥10,000-

非登録艇は.....¥50,000-

(5年分一括前納、中途退会時には返却請求しません。)

合計 登録艇 ¥13,000- 非登録艇 ¥63,000-

(どちらか送金額を丸で囲む)

(\*免許期間5年を経過後継続加入する、もしくは免許有効期間中の再申請時は、登録料は不要。つまり継続時は、登録艇13,000-、非登録艇53,000-となる。)

振込先 ; JSAF \_\_\_\_\_ 加盟団体 (それぞれに確認下さい)  
振込口座 \_\_\_\_\_

申請書本紙 / 開局時 船舶局免許状送付先 ;

JSAF 通信担当

〒150 0041 東京都渋谷区神南1-1-1 電話03 3481 2357 FAX03 3481 0414

#### 以下金融機関振込利用明細(振込票)貼り付け欄

1.ここに払込<金融機関利用明細コピー>を貼付の上、所属加盟団体通信委員会へ提出下さい。

提出戴くのは、「本通知書」と「加入証明書発行申請(書)」の2枚です。

なお所属加盟団体は、申請書本紙をJSAFまで必ず郵送下さい。到着後証明書発行となります。

2.また申請者は**忘れずに開局時には船舶局免許状を本部通信委員会にFAX**下さい。

送付が無いと海岸局加入名簿への登録が出来ず、海岸局との通信に支障が出ます。